

— 国 政 報 告 —

第203回 臨時国会

参議院災害対策特別委員会

— 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案 —



会 議 録

令和2年11月27日(金曜日)

参議院災害対策特別委員会において、被災者生活再建支援法の一部改正案について質問をしました。

また、本年7月の球磨川の豪雨災害について、仮に川辺川ダムがあった場合の効果について何うとともに、川辺川ダム建設に対する小此木防災担当大臣のお考えについて伺いました。

続いて東日本大震災からもうすぐ10年を迎えることから「3.11伝承ロード」など災害の記憶の伝承の重要性さらには、コロナ禍で落ち込んでいる日本経済を立て直すため、防災・減災、国土強靱化の予算の延長や拡充など公共投資の必要性について大臣のお考えを伺いました。

参議院議員 足立敏之

足立敏之委員：自由民主党の足立敏之でございます。

本日は、新妻委員長始め理事の皆様方には、質問の機会を与您いただきまして、感謝を申し上げたいと思います。

私は、御承知のとおり、建設省、国土交通省で長年勤務をさせていただきまして、インフラ整備、防災、災害対応、そうした仕事に長年携わってまいりました。本日は、そういう経験を踏まえまして、被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案、そしてそれに関連する事項につきまして質問をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、今年7月に熊本県南部の球磨川沿川を中心に激甚な水害が発生しました。お亡くなりになられた皆様の御冥福を謹んでお祈り申し上げますとともに、被害に遭われた皆様、全ての皆様に心からお見舞いを申し上げます。

小此木大臣には、就任直後の9月26日、球磨川沿川の被災状況と復旧復興の状況について把握するために、人吉市そして球磨村に入られました。そのいつもながらの迅速な対応に心から敬意を表したいと思います。

1. 被災者生活再建支援法一部改正案について

足立敏之委員：それでは、被災者生活再建支援法について質問をさせていただきます。

まずは、今回の法改正の経緯について伺いたいと思います。

今回の法改正を行うことになったきっかけは、先ほど申しました今年の球磨川の水害だというふうに思います。その点につきまして、経緯も含めて、青柳政策統括官に確認をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。



青柳一郎政策統括官（防災担当）：お答えいたします。

被災者生活再建支援金の適用範囲の拡大につきましては、かねてより、各方面、全国知事会ほか市長会、町村会等々からの御要望をいただいていたところでございます。

こうした中で、平成30年11月の全国知事会からの提言も踏まえて、全国知事会と内閣府によります実務者会議を設けて議論を重ねてきたところでございました。

委員御指摘のとおり、今回の球磨川の水害が発生したあの令和2年7月豪雨を踏まえまして、全国知事会から支援対象の拡大について早期に結論を出すよう求める緊急要望

青柳一郎政策統括官(防災担当) がありましたことから、本年7月30日に、支援金の支給対象を大規模半壊世帯に満たない半壊世帯の一部まで拡大する実務者会議の検討結果報告を取りまとめ、政府部内での調整を踏まえて今回の改正に至ったところでございます。

足立委員：ありがとうございます。

私も、人吉市や球磨村、芦北町、八代市など、深刻な浸水被害を受けた地域にこの災害対策特別委員会の委員派遣も含めまして合計5回伺いました。その際に、浸水が2階にまで及んでいる、想像を絶するような被害を受けているたくさんの家屋を見させていただきました。人吉市内の商店街でも、浸水深が1m以上の全壊、あるいは大規模半壊には至らないものの大変深刻な被害を受けている家屋をたくさん見させていただきました。それらを見て、できるだけたくさんの浸水家屋の救済ができないか、そのように感じたところであります。

今回の法改正によりまして、球磨川の水害で中規模半壊として救済される家屋がどの程度あるのか、青柳政策統括官に伺います。

青柳一郎政策統括官（防災担当）：お答えいたします。

今回の改正によりまして、損害割合が30%台の、通称でございますけど中規模半壊世帯の被災世帯が新たに支援対象として追加されることとなるわけでございます。

今後の災害の発生頻度、被害状況によるため、一概に何世帯というところまで言えませんけれども、昨年の令和元年東日本台風等の被災自治体へのアンケート調査によりますと、半壊世帯のうちの1、2割程度が今回支援対象に追加する損害割合30%台であると考えられます。

これを踏まえますと、今年の令和2年7月豪雨では約500世帯から1,000世帯程度が対象となると推計されるところでございます。

足立委員：ありがとうございます。

現地で受けた印象はもっとたくさんあるなと感じたところなんですけれども、できるだけたくさんの方々が救済されるようお願いしたいと思います。

さて、今回新たに設けられました中規模半壊ですけれども、なかなかその判定が難しいのではないかと心配をしております。この法律の附則には遡って適用できる旨の規定がございますけれども、被災してからかなり時間が経過していること、浸水していた時間もかなり長時間であったこと、こういったこともありまして中規模半壊と判定するにはどうしたらいいのか心配されます。

具体的にどうやって中規模半壊と認定するのか、青柳政策統括官にお考えを伺いたいと思います。

青柳一郎政策統括官（防災担当）：お答えいたします。

令和2年7月豪雨の被災自治体に対しまして、遡りで遡及適用していきたいと考えておるわけですが、暫定的な措置といたしまして、被災直後の写真を活用して支援金の申請手続の中で中規模半壊として支援対象となるか判定を行う予定でございます。被災自治体に対しましては、この写真撮影の実施については内閣府から2度にわたって通知を发出して周知を行ってきたところでございます。被災自治体においても、被災者に対して十分周知をしているものと考えております。

また、今後の災害に備えてということでございますと、被害認定調査における中規模半壊の判定方法について、有識者の御意見も伺いながら具体的な内容の検討を進めまして、災害に係る住家の被害認定基準運用指針の方に中規模半壊の認定の考え方、今年度内をめどに反映していく予定でございます。

足立委員：ありがとうございました。

丁寧な対応をいただいているようで、感謝を申し上げたいと思います。

やはり、人吉市の現場を見ますと深刻な浸水被害の家屋が大変多うございますので、しっかり法案を成立させて、できるだけたくさんの浸水家屋の救済ができるようお願いをしたいと思います。

2. 球磨川の治水対策について

足立委員：次に、球磨川の豪雨災害について伺います。

前回11月20日の当委員会では、熊本がご地元の我が党の馬場成志先生からも質問がありましたけれども、球磨川ではこれまでに経験したことのないような洪水に見舞われまして、人吉市や下流の球磨川沿川の市町村が大きな被害を受けました。

私は被災地に伺うたびに、元々計画されていた川辺川ダムがあったらなといつも感じておりました。川辺川ダムにつきましては御承知のとおり、平成21年の民主党への政権交代後に当時の前原国土交通大臣の一声で中止されました。その後、球磨川については、ダム



【資料1】川辺川ダムがあれば～人吉市の水位低下効果～



自由民主党・国民の声 足立 敏之 国土交通省資料

によらない治水を検討する場で議論が積み重ねてられました。しかし、結論を得るには至らず、今回の大災害が発生してしまっております。私は、川辺川ダムが中止される前、平成19年5月にダムを前提とする河川整備基本方針を策定した際の国土交通省の担当課長でありましたので、川辺川ダムが建設されておらず、大きな被害が出てしまったことについては大いに責任を感じているところであります。

先日の馬場先生の質問の際の井上水管理・国土保全局長の答弁にもありましたけれども、球磨川の治水対策の基本的考え方なんですけれども、球磨川本川と支川の川辺川の合流点にあります人吉盆地には非常に洪水が集まりやすい、そして下流が溪谷となっていてボトルネックとなって水が流れにくい、極めて人吉盆地は浸水被害が発生しやすい地形条件にあります。

また、球磨川本川には県で管理している市房ダムというダムがございますけれども、規模が小さくて洪水調節効果が小さい。川辺川ダムは8,400万 m^3 の洪水調節容量を有しておりますので、この大きな洪水調節容量を活用して洪水調節を行うことが不可欠だと私は考えておりました。

ちなみに、洪水調節容量8,400万 m^3 は、八ツ場ダムの洪水調節容量が6,500万 m^3 でありまして、その1.3倍もありますので、効果が非常に大きいと考えております。

こうしたこともありまして、7月の豪雨災害の後に、国土交通省、県、流域市町村が参加していわゆる検証の場というのが設けられまして、川辺川ダムがあった場合の効果について検証がなされています。その場に国土交通省が提示した資料の抜粋が、お手元に配付した資料1、そして資料2でございます。人吉地点の水位低下効果が1.9m、それから浸水面積の低減効果が約6割との結果が示されています。

改めて、ここで、川辺川ダムがあった場合には今回の豪雨に対してどのような効果があったと見込まれるのか、国土交通省井上水管理・国土保全局長に伺いたいと思います。よろしくをお願いします。



井上智夫水管理・国土保全局長：本年7月の球磨川の豪雨災害については、九州地方整備局及び熊本県が球磨川豪雨検証委員会を設置し、河川の水位や流量などを検証しました。

この検証の中で、今回の豪雨に対する、過去に検討していた貯留型の川辺川ダムを整備していた場合の効果についても推計しており、具体的には、人吉地点のピーク流量は毎秒約7,400 m^3 から毎秒約4,800 m^3 にまで低減されるとしています。

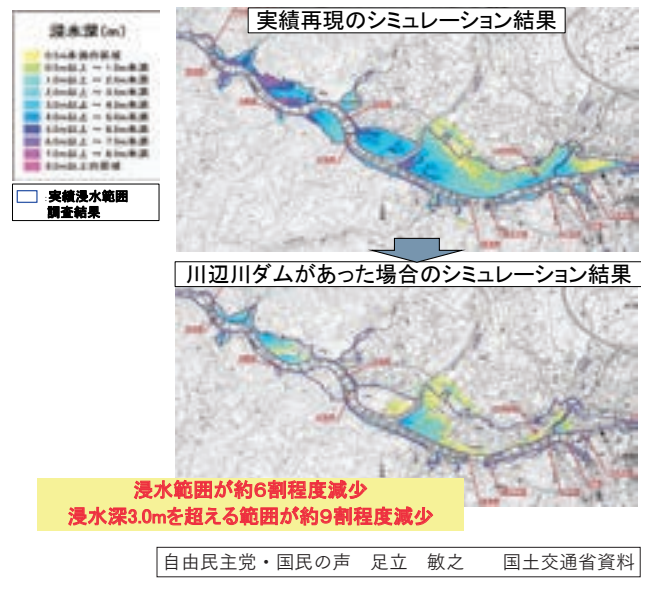
この流量は、人吉地点において河道で安全に流下させることのできる流量、毎秒約4,000 m^3 を上回っており、このダムだけによっては浸水被害を完全に防ぐことはできませんが、例えば、委員からお示しがございましたこの資料のとおり、人吉市内の人吉大橋上流付近では、球磨川本川の水位が約1.9m程度低下し、堤防高以下となります。また、人吉市街部から球磨村渡地区にかけての浸水面積が、これも資料にございますように、約6割程度減少します。さらに、浸水深が家屋の2階の高さ、それに相当する3mを超えることになる浸水面積は約9割程度減少する、そういった効果があることを推計しています。

足立委員：ありがとうございます。

川辺川ダムがあれば大変大きな効果を発揮したのではないかと、皆さんもよく御理解いただいたのではないかと思います。返す返すも残念なところであります。

こうした検証の場での検討と、その後の流域の関係者へのヒアリングを踏まえまして、熊本県の蒲島知事が、

【資料2】川辺川ダムがあれば～人吉盆地付近の浸水面積の低減効果～



11月19日に県議会で、川辺川ダムについては、これまでの貯留型のダムから流水型のダムに変更して、緊急治水対策プロジェクトの一環として実施すると表明をされました。

また、翌日の20日には、知事が上京されまして、赤羽国土交通大臣と面会され、流水型ダムを含む流域治水対策をお願いをしたいと要請され、赤羽大臣も、国としてもスピード感を持って検討したいと答えられたと報道をされておりました。大変大きな一歩だと思えます。これまでのダムによらない治水から大きく転換されたことにつきましては敬意を表したいと思えます。

球磨川につきまして、今後、更に地球温暖化に伴う水害が激甚化することを考えますと、今回の熊本県知事の御発言を踏まえ、川辺川ダムを含めた抜本的な治水対策を早期に進めるべきだと考えますけれども、小此木大臣の御見解を承りたいと思えます。



小此木八郎防災担当大臣：本日もよろしくお願いたします。

今おっしゃいましたように、この19日に蒲島知事が発表されて、20日に国土交通大臣との話がありまして、まさにこの委員会もそのときありまして、質疑の中でもお話しいたしました。

そのおおよそ2ヵ月前に、私が球磨村そして人吉市を知事始め地元の方々に御案内をいただきまして、その仮設住宅で生活をされている方から様々お話を伺った中で、若い御婦人の方でありましたけれども、非常に最初は明るい表情をされて、頑張っている様子がお見受けしましたが、最後に知事に対して、これからの治水どうなりますかと、これ最後に言われたということがちょっと印象に残ってしまっていて、非常にこの間、その間の心の動き、あるいは、もっと聞きますと、知り合いが家を流されたという話もお聞きしましたから、相当な思いを持って知事に問われたんだと思えます。そのときに知事が、今いろいろ検証していますと、11月には方向性を出しますからねということを丁寧に説明をされたという記憶がございます。

その中で、19日、おっしゃいましたように蒲島知事が今後の球磨川流域の治水の方向性を表明されて、その中で、川辺川ダムについては新たな流水型のダムを国に求めるという県の考え方を示されたものと承知しています。

今後も、気候変動の影響により自然災害の更なる大規模化等が懸念されるため、流域全体であらゆる関係者が協働して、ハード、ソフト対策が一体となった流域治水を推進することが重要であると考えます。球磨川流域においても、流水型のダムを含め流域治水が重要であり、国土交通省を始めとした関係省庁としっかり連携をして、防災・減災対策に取り組んでまいります。

足立委員：ありがとうございます。

大臣のお言葉は大変重うございますので、温かいお言葉だとしっかり受け止めたいと思えます。

さて、利根川水系の八ツ場ダム、皆さんも御記憶にあらうかと思えますけれども、前原国土交通大臣の八ツ場ダムを中止、川辺川ダムを中止という発言を受けまして八ツ場ダムにつきましては、一時工事が中断したものの、その後、流域内の都県知事の要請を受けまして方針を転換して、再検証を行って継続を決定し、今年の台風19号の出水に何とか間に合いました大きな効果を上げた、そのことは記憶に新しいところであります。

川辺川ダムにつきましても、地球温暖化の進展に伴いまして豪雨災害が頻発化していることを考えますと、一刻も猶予はならないものと考えます。もちろん、川辺川ダムだけで全てを解決できるものではない、先ほど井上局長がおっしゃられたとおりだと思いますけれども、今回、緊急放流の懸念も示された市房ダムを改造するとか、調整池、堤防整備、河床掘削など、ハード対策を組み合わせ、さらには、情報伝達や避難体制の確立など、ソフト対策をしっかりと組み合わせた総合的な治水対策を早期に実施に移すべきだと考えます。

八ツ場ダムの教訓というのを改めて考えると、必要な施設はもうできるだけ早くに、早期に完成すべき考えますので、川辺川ダムにつきましても、他のハード対策、ソフト対策とを組み合わせ一日も早く完成すべきと考えますが、井上水管理・国土保全局長の見解を伺います。



井上智夫水管理・国土保全局長：委員から今いただきました、一日も早く対応すべきではないかというふうなことについてでございますけれども、先ほど小此木大臣からもお話がございましたように、11月20日には熊本県知事から、新たな流水型の整備をするなど緑の流域治水を進めてほしいというお話が赤羽国土交通大臣に対してございました。

また、流域の市町村長からは、将来に向かって安全、安心に生活できる治水対策が示されなければ、人々は生活再建を描くこともできず、また町づくりも進みませんとの御意見を伺っています。

球磨川の治水対策やその効果は、道路や鉄道、観光などのなりわいや住まいの再生など、被災地の復興を本格化させるための前提となるものであることから、早急に検討することが重要と認識しています。このため、国、県、流域市町村で連携し、知事からの御提案のあった新たな流水型ダムや河道掘削、遊水地、避難体制の充実など、委員から御指摘ございましたように、ハード、ソフト一体になった抜本的な治水対策をスピード感を持って検討してまいります。特に、新たな流水型のダムについては、知事のお考えをしっかりと受け止めた上で、安全と環境の両立に向け必要な検討を進めてまいります。

足立委員：ありがとうございます。

川辺川ダムにつきましては、是非とも一日も早く建設をされますようお願いを申し上げたいと思います。球磨川流域の未来のために同じ過ちを二度と繰り返さないように心からお願いを申し上げたいと思います。

3. 流域治水について

足立委員：ところで、一点心配な点があります。

最近、水管理・国土保全局が打ち出した、先ほどからお話があります流域治水という考え方なんですけれども、お手元の資料3に国交省の資料を添付いたしましたけれども、河川管理者の取組だけでなく流域に関わる全ての関係者が主体的に治水に取り組むという、これはとても素晴らしい考え方だというふうに私も評価をしたいというふうに思います。

しかし、流域治水についての報道など見ていますと、ダムや堤防だけに頼るのではなくてということだけが取り上げられて、この考え方によればダムや堤防の整備は要らないと見えるような、ダムを否定するダム反対の論調に戻ろうとしているんじゃないかというところがとても心配になってしまいます。本来のハード、ソフト両面の施策を総動員して、より効果的な治水対策を進めていくという考え方がゆがめられてはいけません。

本来の流域治水が目指している方向について、改めて井上水管理・国土保全局長の見解を伺いたいと思います。

井上智夫水管理・国土保全局長：現在、国土交通省が進めている流域治水は、気候変動の影響により頻発化、激甚化する水災害に対応するため、上流から下流、本川、支川の流域全体を俯瞰し、河川管理者が主体となって行

[資料3] 「流域治水」の施策のイメージ

自由民主党・国民の声 足立 敏之 国土交通省資料

う治水事業等をこれまで以上に充実強化することに加え、国、県、市町村など、あらゆる関係者の協働により流域全体で治水対策に取り組もうとする施策です。

治水対策では、人命が失われないようにすることが最も重要ですが、暮らしやなりわいを持続させるためには、併せて経済的被害を軽減させることも重要です。河川管理者が主体となって整備する治水施設は、洪水時には、施設能力を超えるまでの間、人的被害や経済的被害を防止できるとともに、避難時間を確保することもできます。昨年の令和元年東日本台風では八ツ場ダム等が大きな効果を発揮しました。流域治水を進めるに当たっては、このようなハード対策の重要性を認識し、まずは氾濫をできるだけ防ぐために、上流で洪水を貯留するダムや遊水地の整備、下流から計画的に行う堤防整備や河道掘削などを加速してまいります。

その上でさらに、いまだ治水施設の整備が途上であることや施設整備の目標を超える洪水の発生が頻発化している現状を踏まえ、氾濫が発生した際の被害を回避するため、リスクのより低い地域への居住誘導、さらには宅地かさ上げなどの住まい方の工夫等を進めるとともに、地域住民の防災意識を高めるなど、氾濫発生に備えた警戒避難体制の充実や被災地における早期の復旧復興のための対策などについても組み合わせながら、関係者と連携し、ハード、ソフト一体となった対策に取り組んでまいります。

足立委員：ありがとうございました。間違いのないようにしっかり徹底していただくようお願いしたいと思います。

続いて、流域治水の考え方に関連しまして、国土交通省が提唱している高台まちづくりという施策について伺いたいと思います。

大都市圏の低平地の治水対策としてこれまでスーパー堤防の整備が進められてきましたけれども、近年の地球温暖化の進展に伴う浸水被害の激甚化、これを考えますと、氾濫区域あるいは浸水区域の抜本的な対策が不可欠だというふうに考えます。現に、関東・東北豪雨の際には常総市が広域に水没し、都市機能が大きな打撃を受けました。

昨年の台風19号の際には、東京の江東三区などで広域避難、大規模な広域避難についても検討が行われています。また、今回の球磨川の豪雨でも人吉市の中心市街地が水没して都市機能が麻痺していました。

こうしたことに対しては、浸水に弱い施設を浸水区域から移転させる。昨年、都市計画法の改正を行いましたけれども、これによる土地利用規制が最も効果的ではあるんですけども、やはり既存の市街地でなかなか適用が難しいところもございます。

そこで、重要な鍵を握るのが今御説明をした高台まちづくりだと思います。資料4に国交省の資料を紹介させていただいておりますが、大都市圏の低平地で、氾濫区域内に浸水をしない、あるいは浸水しても致命的な被害は受けないエリアを人工的につくるといったものであります。

スーパー堤防が河川沿いに限られるのに対しまして、川から離れた、例えば駅の周辺部であっても、区画整理や市街地再開発に併せて人工的な高台を造ったり、浸水に強い建物群を造る、そうやって造った高台や建物群を道路だとかペデストリアンデッキで結ぶ、これによりまして、浸水被害があったとしても都市機能を維持できる浸水に強い街をつくるということが、やはり大規模氾濫、大規模浸水時の壊滅的な被害から逃れるためには大事なことではないかと思っております。

【資料4】「高台まちづくり」の施策のイメージ

大都市圏のゼロメートル地帯など低平地で、今の考え方を、流域治水の考え方を低平地で展開するためには、この高台まちづくりの考え方が有効であり、具体的に検討が必要というふうに考えますが、井上水管理・国土保全局長の見解を伺います。

井上智夫水管理・国土保全局長：大都市圏のゼロメートル地帯は、人口、資産が多く集積しており、ひとたび大水害が発生すると、短時間のうちに人口集中地域の広い範囲が浸水し、しかもこれが長期化するものと想定されています。このような浸水被害から人命を守るためには早い段階から広域避難を開始する必要がありますが、令和元年東日本台風では、移動手手段となる公共交通機関の計画運休や情報伝達の難しさなど、広域避難を実施する際の多くの課題が明らかになったところです。

このため、これらの課題に対応し、広域避難の実効性を高めるとともに、これと併せて、早い段階からの避難ができなかった場合でも命の安全を確保できる避難場所となる高台の整備を推進する必要があると考えております。

具体的には、委員もお示しいただきましたように、建築物の上層階に避難スペースを確保することや、公園の高台化、高規格堤防の整備等によって高台の拠点を整備するとともに、これらを想定される浸水深よりも高い位置に設けるペDESTリアンデッキ等の通路で線的、面的につなぐことによって浸水区域外への避難を可能とするような高台まちづくりを推進していきたいと考えています。また、こうした高台まちづくりは、災害時だけでなく平常時においても地域のにぎわい空間として効果的に利用できるようにしてまいりたいと考えております。

このため、東京都、関係区と連携、調整しながら、東京のゼロメートル地帯を対象にモデル地区を設定して、民間建築物に避難スペースの確保を促す都市計画上の誘導策や、高規格堤防が早期に整備可能となるような土地区画整理事業との連携強化など、高台まちづくりの具体的な方策について検討を進めているところです。

国土交通省としては、高台まちづくりの早期具体化に向け、関係自治体との検討、調整を一層加速してまいります。

足立委員：ありがとうございます。

ゼロメートル地帯などでこの施策を進めることによって、気が付いたら浸水に強い街づくりがもうできている、そんなふうにしっかり一歩一歩取り組んでいただければ有り難いと思います。

4. 震災の記憶の伝承について

足立委員：さて、東日本大震災から、来年の3月には10年が経過をいたします。私も、東日本大震災からの復興道路として整備が進められている三陸沿岸道路の開通式などにお声が掛かって現地に参加しますが、その際に、お手元の資料でございます、資料5の気仙沼市の東日本大震災の遺構・伝承館に立ち寄りました。この施設は、津波で被災した気仙沼の向洋高校という学校の建物を震災遺構として保存するとともに、そのすぐそばに震災伝承館というもの併設して、震災にまつわる様々な展示を行って後世に記憶と教訓を伝えているものであります。

一枚めくっていただきまして、資料6ですけれども、これは陸前高田市の方なんですけれども、東日本大震災津波伝承館、いわてTSUNAMIメモリアルという施設でございます。この施設も、やはりあの津波で被災した陸前高田市

[資料5] 気仙沼市の東日本大震災遺構伝承館
～気仙沼向洋高校旧校舍～



自由民主党・国民の声 足立 敏之 足立敏之事務所撮影

[資料6] 陸前高田市の東日本大震災津波伝承館
～いわてTSUNAMIメモリアル～



自由民主党・国民の声 足立 敏之 足立敏之事務所撮影

の高田松原に国営公園として整備された高田松原津波復興祈念公園の主要施設として整備されたものであります。津波で犠牲になられた方々への追悼、鎮魂を祈るとともに、様々な展示を通じて震災の記憶と記録と教訓を後世に伝えようというものでございます。震災当時、災害対応に全力で頑張った東北地方整備局の災害対策室もそこで再現されています。



是非、本日御出席の先生方には、足を運んでこれらの施設も是非御覧いただければ有り難いと思います。

ところで、各地の復旧復興が進む一方、震災の記憶が少しずつ薄らいできているというのも現実のように思います。こうしたことを危惧しまして、東北地方では、東北経済連合会だとか東北地域づくり協会など、そうした団体のリーダーシップで産学官民が協力して、3.11伝承ロードという取組が始まっています。私が今着けておりますピンバッジがその活動の一環としてつくられたものです。

資料7の方にそのイメージを示しましたがけれども、ちょっと小さくて申し訳ありませんが、東日本大震災の教訓を学ぶために、震災の伝承施設のネットワークを活用して防災に関する様々な取組や事業を行うというものでございます。その活動によって、防災に対する意識の向上を図るとともに、地域や国境を越えた人々の交流を促進させて、災害に強い社会の形成、多数の来訪者との交流により地域の活性化を図ろうという考え方であります。私自身、非常に素晴らしい取組だと思っております。

しかし、残念ながら、首都圏ではこうした取組について知っている方々はまだまだ少ないように思います。近く10周年を迎える東日本大震災の記憶の伝承のために、この3.11伝承ロードなど、地域に根差した様々な取組を国としてもしっかりと支えていくことが大事だと考えますが、小此木大臣の見解を伺いたいと思います。

小此木八郎防災担当大臣：おっしゃいましたように、東日本の大震災から来年3月で10年がたちます。毎年追悼式等出まして三県代表の方がお話をされるその話を聞きながら、一方では、もう聞きたくないというか、お話しされている方も恐らくこんな思いを改めて話したくないという思いもされながら聞いていますが、それは忘れてはならないと、今度いつあるか分からない、そういう悲劇、災害に人間が立ち向かっていかなきゃいけないと、逃げなければいけない、避難することのその重要性を、そういうものを語りながら防災の意識というものを高めていかなきゃいけないということは非常に重要なものと考えております。

東北の被災地では、民間団体の語り部活動、知識を深めてもらうため、各地域にある震災伝承施設を複数訪問してもらうための官民が連携した活動、工業高校の高校生が津波に関する模型を作成し、模型を用いた小学生等への出前講演など、地域に根差した伝承活動が行われていると承知しております。国や自治体でも、こうした活動への様々な協力や支援、顕彰などを行っているところであります。

また、震災の記憶の伝承については、内閣府としても、被災者からの聞き取りを基に東日本大震災の教訓集を作成し、各地の防災活動で御活用いただいたり、来年の防災推進国民大会、今年は広島で行われる予定でありましたけれども、コロナ禍の中でオンラインの形でいろんな意見交換、この大会を行ったところでありますが、来年は11月、11月5日は津波防災の日となっておりますけれども、この11月に岩手県釜石市でこの防災推進国民大

【資料7】「3.11 伝承ロード」
東日本大震災の記憶の伝承に向けた取り組み



自由民主党・国民の声 足立 敏之
一般財団法人3.11伝承ロード推進機構資料

会を開催することとして、地元県、市と連携しながら、震災伝承施設等も活用し、震災の記憶を振り返りつつ、今後の防災を全国民で考える機会としていきたいと考えております。

足立委員：大臣、ありがとうございます。こうした取組をしっかりとみんなで支え合って、震災の記憶が引き継がれていくようにしていきたいとお願ひしたいと思います。

5. 公共投資による経済対策の必要性について

足立委員：次に、公共投資による経済対策の方に参ります。

お手元の資料8に示しておりますけれども、新型コロナウイルスの感染拡大に伴いまして、経済的な面でも大きな影響が出ています。4月から6月にかけてGDPの伸びはマイナス28.1%、11月16日に発表された7月－9月のGDPは21.4%回復をいたしましたけれども、1月－3月期に比べるとマイナス12.7%ということになりますので、まだまだ厳しい状況にあると考えます。そんな中で、公共投資は4月－6月では4.6%の増、7月－9月についても1.5%の増ということで、景気を下支えする大事な役割を果たしてきております。

このような状況の下に、一次、二次にわたり経済対策が発表されてまいりましたけれども、これまでの補正は感染症対策とコロナの直接的影響への対応に限られていたことから、やはりこの段階で公共投資を含めた更なる経済対策が必要だと考えます。

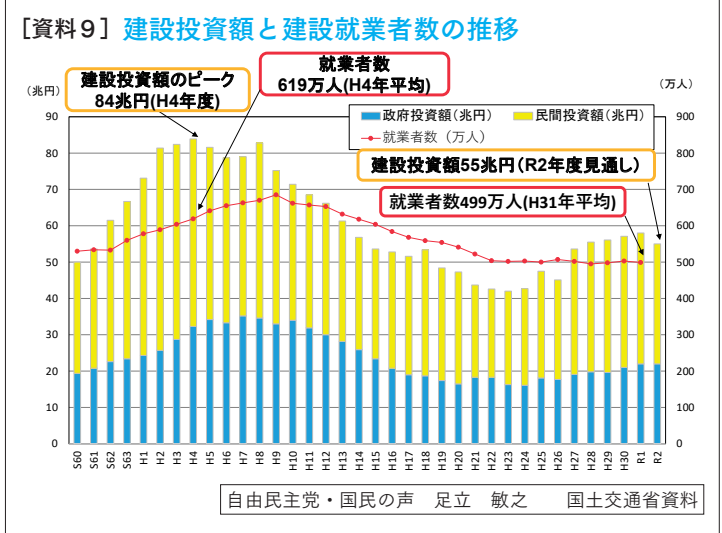
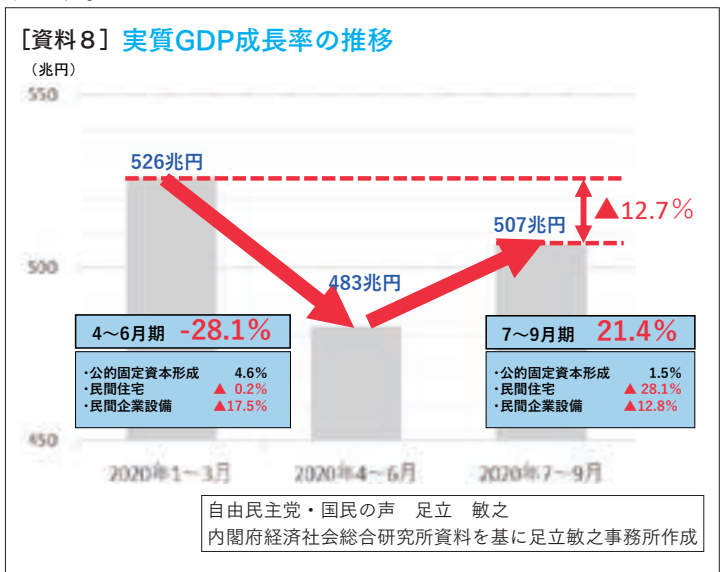
総理の方からは、10月10日に当面の経済財政運営についてを公表されまして、新たな経済対策を策定すると表明をされておられます。この経済対策の3つの柱の1つに、防災・減災、国土強靱化、これがしっかり位置付けられておまして、大変重要な御判断だと心から敬意を表したいと思いますし、しっかり進めていただきたいと思っています。

しかしながら、こうした動きに対しまして、一部には、公共工事を追加する経済対策を行っても、建設分野の人手不足の影響で繰越しが増えるだけだとか、不調、不落ばかりで執行ができないのではないかなどという指摘があり、実際に報道もございました。

実のところは、資料9にお示ししていますが、建設投資がピークであった平成4年当時と比較して、金額ベースで今約33%減少していますけれども、建設分野の就業者数は約20%しか減少しておりませんので、マクロ的に見ましたら施工能力は十分確保できていると考えます。

こうした人手不足の影響で執行ができないという指摘もありますけれども、私が建設分野の方々とお話をしている限りでは、一部の災害の激しかった地域ではそういったこともあるけれども、現在はもう仕事も不足しているという声もたくさん聞くようになってきています。

とても大きな乖離があるように思いますが、国交省の認識を天河審議官にお伺ひしたいと思います。





天河宏文官房審議官（不動産・建設経済）：お答えいたします。

公共事業費を増やしても人手不足の状況により事業が執行できないのではないかと指摘があることは承知しております。

しかし、建設業界の施工能力については、まずマクロで見ると、建設投資額はピーク時の平成4年から3・4割減少、公共投資に限って言えば4割減少しているのに対して、就業者数は2割減少にとどまっております。施工人員の確保は十分可能であると考えております。

また、現下の建設業界の状況は、建設技能労働者の過不足率が落ち着いてきていること、手持ち工事高もここ数年は安定的に推移していること、ICT施工の増加等により施工効率も向上していることなどから、施工能力に問題はないと考えております。

さらに、公共事業予算の年度をまたぐ繰越額が増えているとの指摘もありますが、これは、建設業の働き方改革を推進するため、繰越制度の積極的な活用を図っていることの結果であると考えております。

むしろ、先生御指摘のとおり、新型コロナウイルスの影響等により民間投資が落ち込んでおり、例えば、日建連の受注実績調査によれば、令和2年度上半期は国内工事全体で前年度比マイナス7.7%、特に民間工事では15.5%減少となっているところであり、建設業界からは今後の更なる落ち込みを懸念する声が多く寄せられているところでございます。

足立委員：ありがとうございました。

どうも人手不足の影響というのは、まあそだと言うのは良くないかもしれませんが、間違った報道ではないかと思えます。

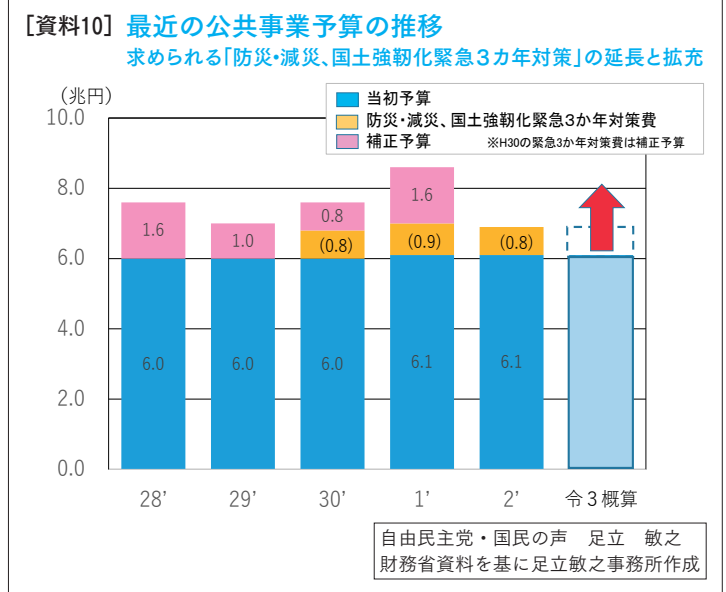
6. 「防災・減災・国土強靱化3か年緊急対策」の延長と拡充

足立委員：さて、今回の経済対策の一つの柱であります防災・減災、国土強靱化対策、平成30年度から、お手元の資料10に示しましたが、毎年1兆円近い公共事業予算が、当初予算、公共投資は6兆円ですけれども、それに加えて上積みで、別枠で上積みされてきております。しかし、令和3年度の概算要求では、この分が現時点では事項要求という扱いで、具体的な金額は明示されていないということになっています。

これまでの3か年緊急対策については地方の身近な公共事業に投入されて、例えば、河床掘削だとか堤防強化、こういったことで水害が防止されたとか、道路ののり面対策だとか強靱化の施策を行って道路ネットワークが強靱化されたとか、地方自治体の皆さんから大変大きな効果があったんだという高い評価をいただいております。

このため、全国の知事さんや市町村長さんから、この予算については、3か年にとどまることなく5か年でとか、中長期的にしっかり確保してほしいとか、老朽化対策だとか交通ネットワークの整備など事業メニューの拡充もしてほしいとか、いろいろ強く要望されております。

小此木大臣の所信の中でも3か年緊急対策について言及がございました。また、政府・与党でも、現在、この予算については5か年に延長するとか別枠で上乗せするとか、いろいろ必要十分な予算を確保すべきという方向で一致しているように見えます。全国各地から私のところにも声は届いて



いますが、小此木大臣のところにもいっぱいそういう声は届いておると思いますが、今後、この防災・減災、国土強靱化、どのように取り組んでいかれるのか、小此木大臣のお考えをお聞きしたいと思います。

小此木八郎国土強靱化担当大臣：もちろん、私のところにも、知事の皆様方あるいは地方自治体の方々、与野党を問わずこの委員会でも国土強靱化の重要性を問われて、そして質疑がされた経緯がございます。この度重なる、そして大きな災害というものについて、様々な意識が向上しているというふうに思います。

要は、今回申し上げているのは、小さな投資で大きな被害を防ぐ国土強靱化の取組を進めることが重要であるということをお話しております。昨年、東日本の台風で、福島県の阿武隈川の堤防が決壊した例をお話をいたしておりますが、あらかじめ1,300億円の投資をしていれば、結果的にこれ7,000億円以上の被害を軽減できたということで、それを結果的に試算をしたわけでありまして、備えというものはいかに重要であるかというのを、この度重なる災害の中で再認識をしているところがございます。

3か年緊急対策の取組については、先ほど申し上げたように、そういう意味での、知事さんや地方自治体の皆さんが、非常にこの3か年の対策については意味がありましたと、それで引き続きこの後の対策をお願いしたいということは、もう私も9月に就任しましてから毎日のようにお話を伺っているところであります。これにつながっているわけでありまして、さらに、今月10日には、総理からも防災・減災、国土強靱化の推進等の安全、安心の確保を一つの柱とする経済対策と第三次補正予算の編成について、総理から指示があったところであります。

今、防災部局、そして省庁を超えてその答えを出すように一生懸命汗を流しているところでありますので、災害に屈しない強さとしなやかさを持ったこの国づくり、必要十分な予算を確保してまいりたい、改めて努めてまいりたいと存じます。

足立委員：ありがとうございます。

大変胸に突き刺さるお言葉をいただいたように思います。本当に、防災面のプロであります小此木大臣にそこまで言っていただけると、何とか明るい、何というか展開が開けてくるんじゃないかと期待をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

日本の公共投資ですけれども、財政再建ということで平成10年をピークに減少を続けまして、残念ながら、新規事業の着手がおろそかになったり、先ほどダムの話もしましたけれども、ああいう大規模プロジェクトが止まったり、維持管理やメンテナンスが不十分になったり、大きな影響が生じました。

そのツケで、日本は地球温暖化に伴う気候変動により災害のリスクが高まっておりまして、毎年大規模な水害、土砂災害が発生する極めて脆弱な国になってしまっていると思っております。

また、インフラの整備水準についても、韓国、中国、台湾と比較しても、もう二流、三流になってしまっているんじゃないかと思っております。現に、港湾、空港、高速道路などの交通インフラが国際競争力を失って、生産性の低い残念な国土になってしまっています。

日本は、ここで大きくかじを切って、安全、安心で強靱な国土、そしてインフラも再び一流レベルに取り戻していく、そういう必要がある。そのためにしっかりと公共投資を十分していただくようお願いを申し上げます、私の方からの質問を終わります。

ありがとうございました。

